

公益社団法人船橋青色申告会 特定個人情報取扱規定

当会は、会員の個人番号を含む特定個人情報を適切に取扱うため、次に掲げる事項を定め、これを遵守する。

(個人番号を取扱う事務の範囲)

第1条 当会において個人番号を取扱う事務は、会員に係る特定個人情報の一時的な保管事務に限る。

(特定個人情報の範囲)

第2条 当会が取扱う特定個人情報の範囲は、会員が税務署に提出する申告書及び申請・届出書等に記載された情報とする。

(事務取扱担当者等)

第3条 当会における事務取扱担当者は、別紙に掲げる者に限る。

2 当会における事務取扱責任者は、事務局長とする。

(事務取扱担当者の教育)

第4条 当会は、事務取扱担当者に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報の適正な取扱いを図るものとする。

(事務取扱担当者の監督)

第5条 事務取扱責任者は、事務取扱担当者が特定個人情報を取扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

(特定個人情報の保管)

第6条 当会が取扱う特別個人情報は、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理の確保のため、施錠できるキャビネット等に保管する。

(特定個人情報の持ち出し等)

第7条 当会において保有する特定個人情報を持ち出すに当たっては、安全管理の観点から所要の措置を講じる。

附則

本規定は、平成28年11月30日より施行する。

個人番号事務取扱担当者の名簿

当会は、以下に掲げる者を個人番号事務取扱担当者として指定する。

氏名	指定年月日	解除年月日	事務内容
事務局長(事務取扱責任者) 上野 雄一	平成 28 年 11 月 30 日		申告書及び申請・届出書等に記載事務等に関する管理、監督
主幹 吉田 克也	平成 28 年 11 月 30 日		申告書及び申請・届出書等に記載事務等に関する取扱い
主任 山本 裕美子	平成 28 年 11 月 30 日		申告書及び申請・届出書等に記載事務等に関する取扱い
職員 千葉 良子	平成 28 年 11 月 30 日		申告書及び申請・届出書等に記載事務等に関する取扱い
職員 藤原 真理	平成 28 年 11 月 30 日		申告書及び申請・届出書等に記載事務等に関する取扱い